



2026/今年の抱負をきかせてください



お知らせ 次回講座のご案内

まじわーるdeまなぶ

どなたでも参加できる障がいがある方への理解を深める講座です。

「グループホームを知ろう」

日 時 令和8年2月14日(土)午前10時～11時30分

会 場 まじわーる宮前 2階 あーる工房食堂
(川崎市宮前区馬絹6-10-33)

講 師 NPO法人チャレンジサポートプロジェクト
理事長 松岡泰典氏

お気軽にお問い合わせください。

【生活支援センターきまつしー】

044-855-1011 kimassi@tobe-kobato.or.jp



現在川崎市内には300か所以上のグループホームが開設されていますが、運営する法人や対象者などはグループホームにより様々です。障がいのある方が住み慣れた地域で暮らしつづけるために、まずは知ることから始めてみませんか？



第2回ともいきアート展にみのり会所属のアーティスト
中道一輝さんが大賞を受賞！



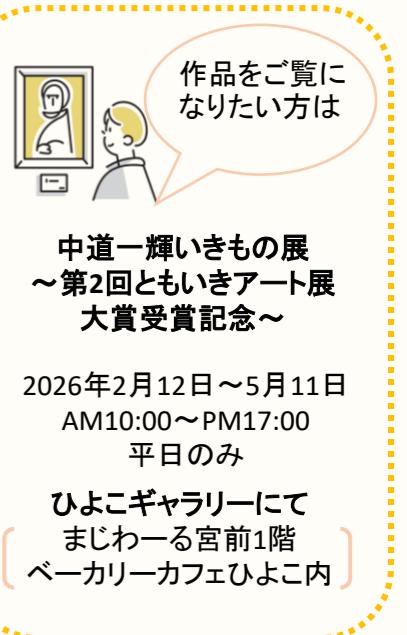
« ライオン »

「ともいきアート展」の開催趣旨の中で、平成28年に津久井やまゆり園において起きた大変痛ましい事件が根底あると強く述べられています。この事件は障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと考えられた事から、「ともに生きる社会かながわ憲章」が制定されました。「ともいきアート展」はその取り組みの一環として行われた公募展です。今回審査員の方達から評価された中道一輝さんの作品は、線の多様さや画面から感じられる集中力、ライオンの顔と鬣の描きこみの緩急のバランスが良いと称賛されました。日中通所しているセルプ宮前こばとで行われる絵画活動でも日々素晴らしい作品が生み出されています。机に座ったと同時にものすごい集中力で迷いなく1枚の静物画を描ききります。細かい模様や小さな文字に魅力を感じ、モチーフを凝視し、その間、手元のペン先は常に動いています。このように中道さんの作品は、作品たちを通して作者の人となり、背景に思い馳せる、この一連の行為が「ともに生きる」に繋がるのではないでしょうか。

2025年11月1日～9日、横浜赤レンガ倉庫1号館にて「第2回かながわともいきアート展～生きること、表現すること～」（主催：神奈川県）が開催されました。この展覧会は神奈川県在住の障がい者の作品657点のうち、選考を通過した120点の作品で構成された公募展です。その中よりみのり会所属のアーティスト中道一輝さんの作品「ライオン」が著名な審査員の方たちによる厳正なる審査の結果、大賞を受賞しました。第1回に比べ出展作品も大幅に増えた中での栄えある大賞でした。



中道一輝
1987年生まれ。2006年よりセルプ宮前こばとに通所している。公募展へ幾度となく入選・入賞している実力派。



講座・イベント開催報告

まじわーる de まなぶ

令和7年10/4(土)
10:00~11:30
まじわーる宮前 2階
あーる工房食堂にて



「発達障がいについて」
～ライフステージに応じた理解と
周囲の私たちができること～
講師：
社会福祉法人青い鳥 発達障害支援センター所長
阿佐野 智昭氏

関心が高い「発達障がい」をテーマに乳児期から成人期まで、それぞれのライフステージに応じた「理解のポイント」と「関わりのコツ」を学びました。

ご参加いただいた方からも、「発達障害の言葉はよく聞くようになったが、関わっている人の話を聞けるのは良かった」「自分に当てはめても納得するものがありました。」などのご意見を頂きました。

サポーター養成講座 IN 宮崎中学校

令和7年10/31(金)

川崎市宮前区社会福祉協議会からお誘いいただき、「車椅子体験」、「白杖体験」など7つの講座の一つとして、きまっしーでは「しょうがい者サポーター養成講座」を担当し、講座を行いました。

「障がい者マーク」「障がいの種類」「困りごと」「実際に手伝いするためのポイント」などの講義、見た目にはわからない障がいを知つてもらう体験を通して「自分達には何ができるか?」をグループで考え発表してもらいました。熱心にメモを取る姿や休憩時間にも質問に来るなど積極的な姿勢が印象的でした。「出来る事から始めていきたい」と心強い意見もありました。



まじわーる de ワークショップ

「クリスマスリースを作ろう」

令和7年12/6(土) 講師:八木美穂氏



年末を彩るイベント!フレッシュグリーンを使ったクリスマスリースのワークショップを開催しました。

昨年皆様からご好評だった為、今年も午前と午後の2回開催しました。小学生から大人までたくさんの方にご参加いただきました。初めての方も、毎年参加されている方も、皆さん手際よく無心になって仕上げていらっしゃいました。完成した作品を見せ合ったり、記念撮影をしたり穏やかなひと時を過ごされたと思います。



専門職より // ~公認心理士編~

みのり会の苦情解決第三者委員であり公認心理士の資格のある齋藤佳子先生に寒い時期の心のストレッチについて伺いました。

寒い今こそ、 心の窓を開けましょう。



暮れの大掃除、さあ新年には、心の窓を開けてみましょう。目はこころの窓とか。最近誰かの目を見たことはありますか。ゆっくりと誰かのお話を聞いてみませんか。私の家は、保護猫をお預かりしています。その猫さんは、「お腹が空いた時」と「抱っこしてほしい時」だけ、大きな声で鳴きます、膝に飛び乗ってきて、まるで赤ちゃんのような姿で腕の中にはさまります。体重は5キロ。ちょうど生後3か月の赤ちゃんくらいの重さです。家族は、その姿を「おっぱい抱っこ」と呼んでいます。



猫さんは、目を閉じてゴロゴロ。でも、時々、薄目を開けて、私が猫さんの顔を見ているかを確認します。顔をみていないときは、前足を伸ばして「ねえ、こっちを見てて」と顔に触れます。猫さんが思い出させてくれる感触。いま・むかし。今年も、たまには、誰かと眼と眼をあわせたり、気持ちを確認し合いながら、暮らしていきたいものですね。



シリーズ障がい福祉の豆知識//障害者差別禁止法

ごうりてきはいりよ ていきよう 合理的配慮の提供とは?

障がい福祉の制度などをわかりやすく解説するコーナーです。

平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(いわゆる障害者差別解消法)」が令和6年に改正されました。法律では事業者が「**障害を理由とした不当な差別的な取り扱い**」を禁止し、「**合理的配慮の提供**」を義務付けています。

この法律の「障害者」は障害者手帳の有無にかかわらず、障害のあるすべての人が対象となります。「事業者」とは事業を行う企業や団体等で営利・非営利、法人・個人は問わないと、個人事業主やボランティア団体も対象となっています。

